

(趣旨)

第1条 この規則は、あきる野市安全・安心まちづくり条例(平成16年あきる野市条例第20号)第5条第2項の規定に基づき、あきる野市安全・安心まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活安全のための施策に関すること。
- (2) 生活安全のための関係行政機関、関係団体等との連携に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員17人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 警察署の職員
- (2) 消防署の職員
- (3) あきる野市消防団の団員
- (4) あきる野市町内会・自治会連合会の構成員
- (5) 保護司
- (6) 民生・児童委員
- (7) 防犯関係団体の構成員
- (8) 交通安全関係団体の構成員
- (9) 産業関係団体の構成員
- (10) 教育関係団体の構成員
- (11) 市職員

(委嘱等)

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総務部地域防災課において処理する。

(平成20規則9・一部改正)

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。